

国内における「少年大会申し合わせ事項」

少年（中学生・小学生以下）の試合は、次の条項を加え、あるいは置き換えたものによって行なうものとする。

1. 加えるもの

第27条（禁止事項と罰則）

指導（軽微な違反）

1. 立ち姿勢で相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること。
ただし、技を施すため、瞬間的（1, 2秒程度）に握ることを認める。
(注) 中学生は、試合者の程度に応じて、後ろ襟を握ることを認める。
2. 両膝を最初から同時に畳について背負投等を施すこと。
3. 関節技及び絞技を用いること。
(注) 中学生は、絞技を用いることは認める。三角絞は認めない。
4. 無理な巻き込み技を施すこと。
5. 相手の頸を抱えて大外刈、払腰などを施すこと。
6. 小学生以下が、裏投を施すこと。

第27条（附則）

1. 【相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること】関係

- ①「後ろ襟」とは、柔道衣を正しく着用したときの頸の後ろ側（うなじあたり）の範囲をいう。試合者的一方が後ろ襟を握った後、その襟を引き下げる側頸部にすらした場合でも「後ろ襟」とみなす。
- ②「背部を握る」の範囲は、目安として肩の中心線に手首がかかるような状態をいう。背部を握った後、柔道衣をたぐりよせて釣り手の一部の指が後ろ襟の内側を握る状態になんしても背部とみなす。特例として「後ろ襟、又は背部を握った」状態で、通称ケンケン内股等（内股に限らずケンケンとなる大内刈や大外刈等）をかけることは、「瞬間的（1, 2秒程度）」の事項を適用せず、また、その後、連絡した技や変化した技についても、技の効果が途切れまるまで継続を認める。

2. 【両膝を最初から同時に畳について背負投等を施すこと。】関係

両膝を最初から畳につくとは、膝の外側部、内側部も含む。同時はもちろん、ほとんど同時と見なされる場合も含む。技が崩れた結果である場合は反則としない。

3. 【関節技及び絞技を用いること。】関係

①寝技の攻撃・防御において、脚を交差して相手を制しているだけの状態は、三角絞とはみなさない。抑え込もうと脚を交差して相手を制止した後、絞まっている状態あるいは脊椎及び脊髄に損傷を及ぼす動作と判断した場合は、受傷を防ぐために、早めに「待て」とする。また、俗稱「三角固」の体勢となった時点で、危険な状態ではないと判断しても、交差している脚を直ちに解かなければ「待て」とする。交差していた脚を直ちに解けば、寝技の攻撃・防御は継続となる。

②故意ではなかったが、関節が極まった場合は、「待て」とする。

(注) 小学生以下は、絞技についても同様とする。

③攻撃・防御において、故意に相手の関節を極めた場合は「反則負け」とする。

4. 【無理な巻き込み技を施すこと。】関係

「無理な巻き込み」とは、軸足のバネを利かすことなく、体を利用して倒れ込むようにして巻き込んだ技をいう。

5. 【相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰などを施すこと。】関係

「相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰等」とは、明らかに腕を相手の頸に巻きつけて施した場合のみをいう。

第26条（抑え込み）附則に次を加える

寝技の攻撃・防御において、脊椎及び脊髄に損傷を及ぼす動作と判断したときは「待て」とする。

2、置き換えるもの

第20条（一本）附則

絞技は、「技の効果が十分現れた場合」を適用し、見込みによる「一本」とすることができます。

付則 この申し合わせは、平成22年5月1日より実施する。

平成23年6月14日 部分変更

平成27年3月31日 改正

平成27年6月 1日 施行